

役員等報酬規程

社会福祉法人絆の会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人絆の会の理事、監事、相談役、評議員、第三者委員及び苦情解決責任者（以下、「役員等」という。）の報酬について定めるものである。

(理事及び評議員の報酬)

第2条 理事及び評議員が、理事会、評議員会に出席したとき及び理事会、評議員会以外の日法人及び事業所の運営のための業務にあたった場合は、半日を単位として別表1により報酬を支払うことができる。

なお、評議員を兼ねる理事が、評議員として前記の業務にあたった場合は、評議員の業務としての報酬は支払わず、その業務を理事の業務とみなして支払うことができる。

(監事の業務報酬)

第3条 監事が、理事会及び評議員会に出席したとき及び理事会、評議員会以外の日法人及び事業所の運営のための業務にあたった場合は、半日を単位として別表1により報酬を支払うことができる。

2 監事が、法人及び事業所の実施指導（監査）への立会及び運営状況の指導または監査業務を行ったときは、1日を単位として別表2により報酬を支払うことができる。

3 前1項の業務と前2項の業務を同一の日に行った場合は、監査業務の報酬を支払うものとする。

(相談役の業務報酬)

第4条 相談役が、理事長の依頼により理事会に出席したとき及び理事会以外の日事業所の運営のための業務にあたった場合は、半日を単位として別表1により報酬を支払うことができる。

(理事長の業務報酬)

第5条 理事長の報酬は月額とし、別表3により支払うものとする。

なお、第2条の規定は適用しない。

2 理事長の交通費については、その実費を支払う。

3 諸手当及び福利厚生については、嘱託職員等就業規則の規程を準用する。

(第三者委員及び苦情解決責任者の報酬)

第6条 第三者委員及び苦情解決責任者が、法人及び事業所の苦情解決業務にあたった場合は、半日を単位として別表1により報酬を支払うことができる。

(出張旅費等)

第7条 役員等が法人業務のため出張する場合は、一日を単位として旅費及び諸経費を支払うことができる。

2 旅費及び諸経費については、当会の「旅費及び費用弁償に関する規程」を準用するものとする。

(交通費)

第8条 交通費は、原則支払わない（理事長は除く）が、特殊な事情がある場合は、理事長が別に定めるものとする。

(適用除外)

第9条 事業所の職員を兼務する役員等は、この規程を適用しない。

附 則

この規程は、2015年6月30日より適用する

附 則

この改正は、2015年9月18日より施行し、2015年6月30日より遡って適用する。

別表 1

役 職 名	内 容	報 酬 額
理事・評議員 監事（監査業務以外） 相談役	1回につき 半日当	3,000 円（源泉後報酬額）
第三者委員 苦情解決責任者	1回につき 全日当	6,000 円（源泉後報酬額）

別表 2

役 職 名	内 容	報 酬 額
監事（監査業務）	1 回	6,000 円（源泉後報酬額）

別表 3

役 職 名	内 容	報 酬 額
理事長（業務報酬）	1 日 6 時間 月 10 日勤務	96,000 円